

## 第15章 雜則

### 第1 その他

- 1 この基準は、通知の日から施行する。（令和6年3月31日 制定）
- 2 この基準の施行の日において、現に新築等の工事中の防火対象物、既に法第7条の規定に基づく消防同意を行っているもの（建基法第18条第2項に係る建築物について、同法第93条第4項の規定に基づく通知を受けているものを含む。）又は事前相談を受け、かつ、設計が完了しているものについては、なお従前の例による。